

(意見書案第25号)

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティーネットの再構築に関する意見書

パート・派遣労働者などの非正規労働者は、現在、労働者全体の3分の1を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らす、いわゆるワーキングプアなどが増大し、今や、貧困問題が深刻な社会問題となっている。

こうした中、国民年金や国民健康保険の未納者の増大に示されるように、我が国の社会的セーフティーネットの中核をなしている社会保険制度から排除される貧困層が増大し、社会的セーフティーネットが重大な機能不全に陥っていると言わざるを得ない。

こうした状況を放置するならば、社会保障や税負担の担い手が減少するばかりか、将来的には、無年金者が増大し、巨額な生活保護費の追加負担が発生することが懸念されている。

格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、すべての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティーネットの再構築が今、求められている。

よって、国においては、我が国社会の持続発展と社会的セーフティーネットの再構築による福祉社会の確立のため、下記事項について強く要望する。

記

- 1 パート・派遣労働者等非正規労働者への社会保険・労働保険の適用拡大と給付改善等、積極的雇用政策と連動したセーフティーネットの機能強化を図ること。
- 2 雇用保険と生活保護制度との中間に、新たな「就労・生活支援制度」を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、母子世帯の母親への職業訓練など就労、自立支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 } 宛